

平成27年労第24号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、ラジアルボール盤工として業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、約30kgの金型を持ち上げた際、左腕に負荷がかかり負傷したという。請求人は、同月〇日、C病院に受診し「左肩腱板断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会は、請求人の主張及び医証等を再度検討し、以下のとおり判断する。

(1) 本件傷病により残存する左肩関節の機能障害について、平成〇年〇月〇日付けD医師の診断書及び障害認定調査復命書の関節可動域の測定結果をみると、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、請求人の左肩関節の可動域は、健側の可動域の3/4以下に制限されていることが認められる。

したがって、請求人の左肩関節の機能障害は、「関節の機能に障害を残すもの」(障害等級第12級の6)に該当するものと判断する。

(2) 請求人が主張している左腕の疼痛等の神経症状については、請求人の主訴、医証から、カウザルギー等特殊な性状の疼痛に該当するものとは認められず、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)ないし「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」(障害等級第12級の12)に該当するものと認められるところ、医学的にみて本件傷病の機能障害(障害等級第12級の6)に通常派生する関係にあることから、いずれか上位の等級をもって障害等級を認定すべきものとなる。

したがって、請求人に残存する障害は、当審査会としても障害等級第12級に該当し、これを超えるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。